

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		生活管理指導短期宿泊利用の決定
根拠法及び条項		多治見市生活管理指導短期宿泊事業実施要綱（平成 12 年 3 月 31 日告示第 65 号）第 7 条
所 管 部 課 名		福祉部 高齢福祉課
審 査 基 準	関係条項	なし
	基 準	○多治見市生活管理指導短期宿泊事業実施要綱（平成 12 年 3 月 31 日告示第 65 号）第 7 条の規定のとおり 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、多治見市高齢者サービス調整チーム設置要綱（平成 5 年告示第 40 号）に規定する地域ケア会議又は多治見市在宅介護支援センター事業実施要綱（平成 8 年告示第 108 号）に規定する在宅介護支援センターの意見に基づき、短期宿泊の適否を決定し、生活管理指導短期宿泊利用（期間延長）決定通知書（別記様式第 2 号）により通知する。
	参考事項	
	設 定 等 年 月 日	平成 12 年 3 月 31 日設定
	標準処理期間	総日数 14 日程度（注：休日は含まない。）
標準処理期間	内 訳	協議期間 7 日程度 処分期間 7 日程度
	設 定 等 年 月 日	平成 12 年 3 月 31 日設定
備 考		